



高等教育ニ関スル件答申

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処就中高等教育ニ関シ審議ノ結果別紙ノ通大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱及答申候也

(注記)

大学及専門学校ノ国家ニ負ヘル教育的、文化的使命ノ極メテ大ナルモノアルハ勿論、未曾有ノ歴史の世局ニ際会シテ其ノ使命倍々重キヲ加フルノ秋ニ当リ、之ガ内容及制度ヲ刷新シ政治、経済、産業、文化等ノ各方面ニ互リ、夫々ノ立場ニ於テ国家ノ須要ニ応ズル人材ノ育成、學術ノ研究ニ当ラシメ、来ルベキ時代ニ於ケル任務ヲ完ウセシムルハ蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂フベシ。

大学ハ国家ノ最高学府トシテ、其ノ地位ノ重要ナルニ鑑ミ、之ガ刷新振興ニ関シテハ特ニ深ク意ヲ用ヒ、我が国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ進運ニ応ジテ、必要ナル学部、学科等ノ拡充整備ヲ図ルト共ニ女子大学ノ創設ヲモ認メ、人格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ弥々學術報國ノ精神ヲ昂揚シ、研究施設ヲ整備シテ、学界未踏ノ領域ヲ開拓スルト共ニ研学、修養鍛鍊ノ施設ヲ充實シテ人物ノ鍊成ニ力メ、以テ克ク我が国學術、文化ノ創造發展ト国家有為ノ指導的人材育成ノ実ヲ挙ゲ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ヒ、東亞及世界ノ進運ニ寄与センコトヲ要ス。

専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ専門ノ學術技芸ヲ教授スル所トシ、大学ト相俟ツテ其ノ国家ニ負フ使命亦大ナルモノアルニ鑑ミ、我が国教学ノ本義ニ則リ、東亞及世界ニ於ケル皇國ノ使命ニ即シテ、国家ニ須要ナル各般ノ専門学校就中産業ニ関スル専門学校ヲ拡充整備シ、又芸術教育ノ振興ヲ図リ、人格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ研学、修養鍛鍊ニ関スル施設ヲ整備シ、研究施設ノ充實ニ力メ、真ニ国家有為ノ指導的人材ヲ鍊成シ、我が国産業、文化ノ進展ニ貢献シ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ハンコトヲ要ス。

曩ニ答申セル中等学校、高等学校及師範学校ニ関スル教育ノ刷新モ、蓋シ教員ニ其ノ人ヲ得ルニ非レバ、所期ノ成果ヲ収ムルコト難シト謂ハザルベカラズ。此ニ於テ是等教員ノ養成及検定ニ関スル制度ニ根本的檢討ヲ加へ、高等学校教員、師範学校教員ハ固ヨリ、中等学校教員モ亦大学卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トシ、広ク社会各方面ヨリ適材ヲ求ムルノ制ヲ樹ツルト共ニ我が国教学ノ本義ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジテ、之ガ養成及検定ノ内容ヲ一新シ、人格、識見共ニ先覺タリ先達タルノ修養ヲ積マシムルノミナラズ新ニ教員試補制ヲ創設シテ教育者タルノ修練ニ徹セシムルノ方途ヲ講ジ、特ニ国民鍊成ノ時代の重要性ヲ自覺シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ鞏キ信念ヲ有スル人物ヲ養成センコトヲ要ス。

叙上ノ趣旨ニ依リ、左記大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ヲ審議セリ。政府ハ宜シク毅然タル決意ト

周到ナル用意トヲ以テ、速カニ之ガ実施ニ関スル具体的方策ヲ樹テ、必要ナル経費ハ之ヲ支出シ、其ノ実現ヲ期スルト共ニ他面之ニ関スル調査研究並ニ必要ナル指導監督ノ機関ヲ整備シ、所期ノ実績ヲ収ムルニ努メラレンコトヲ望ム。

## 記

### 大学ニ関スル要綱

- 一 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ常ニ皇国ノ道ニ基キテ国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニカムルヲ以テ目的トナスコト
- 二 学部ノ在学年限ハ現制通りトシ高等学校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格トナスコト  
特ニ予科ヲ置キタル場合其ノ修業年限ハ三年トシ入学資格其ノ他高等学校ニ準ズルコト
- 三 左記事項ヲ重視シテ最高学府タル大学ノ目的達成ニカムルコト
  - (一) 国体ノ本義ヲ体シテ真摯ナル學風ヲ振作シ學術ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト
  - (二) 皇国ノ使命ノ自覚ノ下ニ独創的研究ニ力メ広ク東西ノ學術、文化ヲ攝取醇化シテ我が國學術、文化ノ創造發展ヲ図ルコト
  - (三) 學ノ綜合的理解ヲ旨トシテ専門的研鑽ヲ遂ゲシメ識見ヲ長ズルト共ニ學徳一体ノ修練ヲ積マシメ国家有為ノ指導的人材ヲラシムルコト

(四) 東亞及世界並ニ国防ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト

- 四 學術ノ發達並ニ時代ノ進運ニ伴ヒ学部、学科、講座等ノ拡充整備ヲ期スルコト  
特ニ国力ノ發展ニ即応シテ工学部、理学部等ヲ拡充整備スルコト
- 五 日本文化及東洋文化ニ関スル学科、講座等ヲ一層拡充整備スルコト
- 六 学科、講座等ニ属スル教授、助教授及助手ノ定員ヲ充實増加スルト共ニ研究施設ノ整備ニカムルコト
- 七 關聯アル学科、講座等ニ付相互間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルト共ニ共同研究、綜合研究ヲ促進スル為ニ必要ナル制度施設ノ整備ヲ図ルコト
- 八 數個ノ学部ヨリ成ル大学ニアリテハ特ニ学部間ノ聯絡ヲ緊密ナラシメ綜合大学ノ実ヲ挙グルニカムルコト
- 九 學術ノ進歩發達ヲ期スル為ニ特ニ大学ニ必要ナル綜合研究機関ヲ附設スルコト
- 十 教授効果ノ完キヲ期スル為ニ演習、実験、実習ヲ重視シ之ニ必要ナル図書館、演習室其ノ他実験、実習ニ関スル施設ノ整備ニカムルコト
- 十一 研究科及大学院ノ制度ヲ整備シ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムルコト
  - (一) 數個ノ学部ヨリ成ル大学ニアリテハ研究科ヲ綜合シテ大学院ヲ置クコト
  - (二) 研究科及大学院ハ教授指導ノ下ニ精深ナル研究ヲナサシ

ムル所トシ之ニ必要ナル研究施設ヲ整備スルコト

(三)定員制ヲ設ケ入学者ヲ厳選スルコト

十一 学生ノ訓育、修養鍛練ノ施設ヲ整備シ人物鍊成ノ完キヲ期スルコト

(一)訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備スルト共ニ全学教職

員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルニカムルコト

(二)講堂、寮舎、学友会其ノ他修養鍛練ニ関スル施設ヲ整

備シ学生ノ全生活ニ互リテ人物ノ修練ヲ積マシムルコ

ト

(三)大量教育ノ弊ヲ矯メカメテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシ

ムルコト

(四)自発的の研學ノ風ヲ作興シ創造の才幹ヲ練磨セシムルコ

ト

十二 身心一体ノ修練ニ意ヲ用ヒ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナ

ル氣風ヲ振作スルコト

(一)武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ノ拡

充ヲ図ルコト

(二)学友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコ

ト

十三 教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ニシ人格、学識共ニ卓越セ

ル人材ヲ広く各方面ニ求ムルト共ニ之ガ後継者ノ養成ニ

ツキ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

総長、学長、学部長等ニ関シテハ特ニ其ノ地位ノ重要性

ニ鑑ミ之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

名誉教授ニ関シテモ亦之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

十四 教授、助教授等ノ在外研究、海外視察等ノ施設ヲ拡充シ

學術研究ノ進歩ニ貢献セシムルコト

十五 教授、助教授等ノ優遇ノ方途ヲ講ジ適材ヲ迎ヘテ教授及

研究ニ専念スルヲ得シムルコト

十六 大学本部、其ノ他学部ニ於ケル行政事務ノ組織機構ヲ一

層整備スルコト

十七 研究科及大学院ノ学生ニ対スル特選給費制ヲ拡充シ其ノ

他学部ノ学生ニ対スル奨學施設ノ整備ヲ図ルコト

十八 兵役法ノ改正ニ依リ学部在学中徴集セラル、学生少カラ

ザルノミナラズ高等学校入学資格ノ改正ニ伴ヒ進学年齡

更ニ延長セラルベキヲ以テ学部学生ニ対シ徴集ヲ延期ス

ベキ期間ヲ少クトモ一年延長シ滿二十五歳乃至二十六歳

(医学部ハ滿二十六歳乃至二十七歳)迄トナスヲ適當ト

認ムルコト

十九 大学及高等学校間ノ聯絡ヲ円滑ナラシムル為適正ナル方

策ヲ樹ツルコト

(一)同一ノ学部又ハ学科ヘノ受験回数ヲ適當ニ制限シ志望

者ノ集中ヲ避クルコト

(二)高等学校ニ於テ適切ナル進學指導ヲナスコト

二十 私立大学ノ堅実ナル發達ヲ期シ其ノ内容ヲ充實セシムル

ト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力

ムルコト

二十一 大学令ニ依ル女子大学ヲ創設シ女子ニ対シ大学教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト

女子大学ニ家政ニ関スル学科ヲ置クヲ得シムルコト

二十二 大学、学部特ニ女子ノ大学、学部等ノ設置ニ関シテハ国家ノ必要、学制ノ全体聯関其ノ他各般ノ事情ヲ考察シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

二十三 左記事項ニ付学位ニ関スル制度ヲ改正スルコト

(一) 学界ニ功勞アル外国人ニ対シ当該大学名ヲ冠シタル名誉学位ヲ授ケ得ルノ制ヲ設クルコト

(二) 学位ヲ有スル者ニ対シ適當ナル優遇ノ方途ヲ講ズルコト

(三) 学位ノ認可取消、褫奪又ハ辞退ニ関スル事項ヲ具體的ニ定ムルコト

二十四 大学教育ノ刷新振興ト相俟チテ我が国學術、文化ノ進展ヲ期スル為左記方策ヲ講ズルコト

(一) 學術、文化ニ関スル研究機關ノ整備拡充ヲ図ルコト

(二) 學術研究ノ助成奨励ニ関スル施設ヲ拡充スルコト

(三) 広ク海外ニ互リ學術、文化ノ交換ヲ促進シ我が國學術、文化ノ振興、宣揚ニカムルコト

(四) 我が國學術、文化ノ進歩ニ功勞アリ業績顯著ナル者ニ対シ適當ナル表彰ノ方法ヲ講ズルコト

二十五 大学ノ国家最高学府タルノ使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ関シ必要ナル經費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

#### 専門学校ニ関スル要綱

一 専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ皇國ノ道ヲ体シテ専門ノ學術技芸ヲ修メシメ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニカムルヲ以テ目的トナスコト

二 専門学校中特ニ実業ニ関スル學術技芸ヲ教授スル学校ヲ実業専門学校ト称スルコト

三 専門学校ノ修業年限ハ現制通り三年以上トナスコト  
現在修業年限三年ノ実業専門学校及其ノ他ノ専門学校中學術文化ノ進歩並ニ産業界ノ實際ニ照ラシ必要アルモノハ其ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長スルコト

四 専門学校ノ入学資格ハ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年(女子ニアリテハ当分ノ内四年)以上ノ中等学校卒業ノ程度トナスコト但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ別ニ其ノ入学資格ヲ考慮スルコト

五 左記趣旨ニ依リ専門学校ノ目的達成ニカムルコト

(一) 国體ノ本義ヲ体シテ真摯ナル校風ヲ振作シ専門ノ學術技芸ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト

実業専門学校ニアリテハ特ニ經濟産業ノ國家的意義ヲ明ラカニシ産業ヲ通シテ國ニ報ユルノ精神ニ徹セシムルコト

(二) 基礎的の教養ト相俟チテ専門ノ學芸ヲ研修セシムルト共ニ

身心ノ修練ヲ重ンジ以テ国家有為ノ指導的人材ヲラシムルコト

(三) 東亞及世界並ニ国防ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト

(四) 教育ヲシテ産業、文化ノ實際ニ即セシムルヲ旨トナスコト

(五) 女子ノ専門学校ニアリテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ留意スルコト

ト

六 我方国産業發展ノ趨向ニ随ヒ実業専門学校ノ拡充整備ヲ図ルコト

産業ノ専門化ニ伴ヒ必要ナル単科実業専門学校ノ創設ヲ考慮スルコト

七 海外發展ノ重要ナルニ顧ミ拓殖及貿易ニ従事スル者ニ必要ナル専門学校程度ノ教育ヲ拡充整備スルコト

八 我方国海運業ノ将来性ニ稽ヘ高等海員ヲシテ海運ニ関スル精深ナル研究ヲ為サシムル為高等商船学校ニ適當ナル教育施設ヲ特設スルコト

九 水産業ノ振興ヲ期スル為大学ニ於ケル関係学科ヲ充実スル

外高等水産学校ノ拡充整備ヲ図リ遠洋漁業科其ノ他必要ナル学科ヲ加設スルコト

十 医学ハ大学教育ヲ以テ本則トナスモ専門程度ノ教育施設ニ関シテモ之ガ整備充実ヲ図リ就中診療実習施設ノ完備ヲ期スルコト

十一 薬学及歯科医学ニ関スル専門教育ノ施設ヲ整備充実スルコト

特ニ歯科医学ニ関シテハ大学程度ノ教育施設ヲモ考慮スルコト

十二 国民体育ノ重要性ニ鑑ミ体育専門学校ノ拡充整備ヲ図リ体育指導者ノ養成ニカムルコト

前項ノ外一般ノ大学又ハ専門学校ノ卒業生中体育指導者タルニ適スル者ヲ選抜シテ一定期間必要ナル教育ヲ施シ体育指導者ヲラシムルノ方途ヲモ講ズルコト

十三 美術、音楽ニ関スル専門教育ヲ整備充実シ我方国芸術文化ノ創造發展ニ資セシムルコト

(一) 美術学校及音楽学校本科ノ修業年限ハ四年以上トナスヲ建前トシ其ノ教育内容ヲ刷新スルコト

(二) 研究科ノ充実ヲ図リ専任ノ教授其ノ他必要ナル施設ヲ整備スルコト

(三) 美術学校及音楽学校ニ夫々美術、音楽ニ関スル研究機関ヲ附置シ之ガ精深ナル研究ヲナサシムルコト

(四) 美術、音楽ノ早期指導ニ関シ適切ナル施設ヲ考慮スルコト

十四 工芸ニ関スル専門教育ノ整備充実ヲ図リ我方国工芸文化ノ進展ニ資セシムルコト

十五 大学ニ専門部ヲ附属セル場合之ガ質的充実ヲ期シ教員組織其ノ他必要ナル施設ノ整備ヲ図ルコト

十六 我方国女子ノ特性ヲ顧慮シ女子ノ専門教育ヲ整備充実スルコト

十七 実務従業者ニ対シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育ヲ施

又適當ナル施設ヲ整備充実スルコト

特ニ産業ニ関スル実務ノ経歴アル者ニ対シ適當ナル施設ヲ講ジ実業ニ関スル専門教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト

十八 教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ図書館、実験室、実習場等必要ナル施設ノ整備充実ヲ図ルコト

特ニ実業専門学校ニアリテハ産業界ト緊密ナル聯絡ヲ保チ実地ノ修練ヲ積マシムルノ方法ヲ考究スルコト

十九 我が国産業、文化ノ實際ニ即スル専門的研究ヲ遂ゲシムル為専門学校ニ於ケル研究施設ノ整備充実ヲ図ルコト  
必要ニ応ジ研究機関ヲ附置スルコト

二十 教授ト相俟チテ訓育、修養鍛鍊ニ関スル制度施設ヲ整備充実シ人物錬成ノ完キヲ期スルコト

(一) 訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備シ全校職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルコト

(二) 講堂、寮舎、校友会其ノ他修養鍛鍊ニ関スル施設ヲ整備シ学生ノ全生活ヲ通シテ人物ノ錬成ニカムルコト

(三) 大量教育ノ弊ヲ矯メカメテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシムルコト

(四) 自発的研究ノ風ヲ振作シ工夫創造ノ才幹ヲ練磨セシムルコト

二十一 身心一体ノ修練ヲ重ンジ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナル氣風ヲ養フコト

(一) 武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ノ

拡充ヲ図ルコト

(二) 校友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコト

二十二 教授、助教及助手ノ定員ヲ増加スルト共ニ学生定員ヲ適當ナラシメ教育ノ実績ヲ挙グルニカムルコト

二十三 教授、助教等ノ選任ヲ慎重ナラシムルト共ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ人格、学識共ニ卓越セル人材ヲ広く各方面ニ求ムルコト

二十四 教授、助教等ノ在外研究、内地研究及海外視察等ノ制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方途ヲ講ズルコト

初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適當ナル方策ヲ考慮スルコト

二十五 奨学施設ヲ一層整備シ広く専門教育ヲ受クルノ機会ヲ与フルコト

二十六 私立専門学校ノ堅実ナル発達ヲ期シ其ノ内容ヲ充実セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ関スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニカムルコト

二十七 専門学校ノ設置、学生定員等ニ関シテハ国家ノ必要、学制ノ全体聯関其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

二十八 専門学校ノ国家的使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ関シ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ  
関スル要綱

一 中等学校、高等学校及師範学校ノ教員ハ大学卒業者ヲ以テ  
之ニ充ツルヲ本則トナスコト

二 中等学校教員ニ関シテハ当分ノ間修業年限四年以上ノ専門  
学校卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ得シムルコト

修業年限三年ノ専門学校ヲ卒業シテ教員タラントスル者ニ  
対シテハ更ニ一年間適當ナル施設ニ於テ必要ナル教育ヲ受  
ケシムルコト

三 教員タラントスル者ハ左記趣旨ニ依リ国民鍊成ノ重キニ任  
ズルノ人物タルベキコト

(一) 皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシ東亞及世界ニ於ケル歴史的使命  
ノ自觉ノ下ニ実践躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積ムコ  
ト

(二) 常ニ学識ノ深化、識見ノ向上ニカムルト共ニ身心一体ノ  
修練ヲ重ンジ青年指導ノ実力ヲ養フコト

(三) 教育ノ重要性ヲ自觉シ教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信  
念ニ徹スルコト

四 文理科大学ノ内容ヲ刷新スルト共ニ新ニ体育ニ関スル学科  
ヲ設クルコト

必要ニ応ジ文理科大学ニ予科ヲ附属セシムルコト

文理科大学ニ入学シ得ル者ハ予科修了者、高等学校卒業者  
及之下同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トナスコト

五 女子大学ヲ創設シ其ノ卒業者ヲ以テ中等学校、女子高等学

校及師範学校ノ教員タラシムルノ途ヲ開クコト

六 高等師範学校及女子高等師範学校ヲ専門学校トシ之ヲ存置  
スルコト

七 大学卒業者ヲシテ実業教員タル者ヲ多カラシムル為学生ノ  
定員ヲ増加シ又ハ大学ノ設置ニ付考慮スルコト

実業教員養成機関ノ修業年限ヲ延長シテ其ノ拡充整備ヲ図  
リ実業教員ノ供給上支障ナカラシムルコト

八 音楽、図画及工作ノ教員養成機関ノ修業年限ヲ延長スルト  
共ニ其ノ拡充整備ヲ図ルコト

九 大学及専門学校ヲ創設シ体操教員ノ養成ニ当ラシムルコト  
要ナル課程ヲ履修スルヲ得シムルコト

前項ノ学生ニ対シ必要ニ依リ授業料ヲ免除シ又ハ学資ヲ給  
スルコト

授業料ノ免除又ハ学資ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ卒業後一  
定期間教職ニ従事スルノ義務ヲ負ハシムルコト

十 左記趣旨ニ依リ教員検定制度ヲ刷新スルコト  
(一) 教員タラントスル者ニ対シ凡テ検定ヲ行フコト

(二) 検定ハ学力、性行、身体ニ付一層厳正ニ之ヲ行フコト

(三) 検定内容ヲ刷新シ検定ノ単位ヲ二科目以上トナスコト

(四) 実業ニ関スル実地経験ニ富メル者ヲシテ実業科教員タラ

シムルノ途ヲ講ズルコト

十一 教員検定ニ関スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ検定制度運



用ノ完キヲ期スルコト

(一) 教員検定委員会及検定事務ノ組織機構ヲ拡充整備スルコト

(二) 監督機關ヲ特設シ無試験検定ニ関スル監督指導ヲ一層厳正ナラシムルコト

十二 中等学校教員試補制ヲ設ケ初任後一定期間ヲ試補トシ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト

前項ノ修練ヲ積マシムル為教員練習所ヲ設置スルコト  
試補期間中ノ待遇ハ正教員ト同一ナラシムルコト

十三 教員練習所ニ於テハ特ニ左記趣旨ニ依リ教員トシテ必要ナル訓練ヲ施スコト

(一) 我方国教育ノ本義ヲ体シ教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト

(二) 教育ニ関スル理論及實際ノ研修ヲ為サシメ併セテ一般的教養ヲ深カラシムルコト

(三) 寮舎其ノ他修養鍛鍊ノ施設ヲ整備シ人物ノ鍊成ヲ期スルコト

十四 中等学校教員再教育ニ関スル恒久的の制度ヲ確立シ相当長期ニ亘リテ再教育ヲ施スコト

十五 高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ検定及任用ニ関シテハ特ニ慎重ヲ期スルコト

十六 師範学校ニ於ケル初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為中等学校教員ニ準ジ試補制ヲ設クルコト

高等学校ニ於ケル初任ノ教員ニ関シテモ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適切ナル方途ヲ講ズルコト

十七 高等学校、師範学校ニ於ケル教員ノ在外研究及内地研究ニ関スル制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

十八 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教<sup>(抹消)</sup>育<sup>(加筆)</sup>ノ質的向上ニ伴ヒ特ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ広く各方面ヨリ適材ヲ招致スルニカムルコト

十九 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教員ノ需給配分ヲ適正ナラシムルヲ旨トシ之ガ企画ノ周到ヲ期スルコト  
二十 教員ノ養成及検定ノ重要性ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ関シ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

(注記6) 諮問第一号

我方国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移ト二稽へ、教育ノ各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我方国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム。

教育審議会官制及職員

内閣官房	丸ノ内	二五
総務課	丸ノ内	二六
	丸ノ内	二七
	丸ノ内	六〇八
	丸ノ内	二、八〇〇
	銀座	(57)五、七七一
	銀座	五、七七二
	銀座	五、七七三
	銀座	五、七七四
	銀座	五、七七五
	銀座	五、七七六
	銀座	五、七七七
	銀座	五、七七七
	銀座	五、七七七
	銀座	五、七七七
	銀座	五、七七九
	銀座	(57)三九〇
	銀座	二、一一一
	銀座	二、一一二
	銀座	二、一一三
	銀座	二、一一四
	銀座	二、一一五
	銀座	二、九四六
	銀座	五、〇二〇

教育審議会官制 (昭和十二年十二月十日 勅令第七百十二号)

(注記7)

朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシムル (内閣総理大臣 副署)

第一条 教育審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応

ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

教育審議会ハ前項ノ事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ

得

第二条 教育審議会ハ総裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ之ヲ

組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置ク

コトヲ得

第三条 総裁ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

第四条 総裁ハ会務ヲ総理ス

総裁事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ

代理ス

第五条 文部大臣ハ会議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

内閣総理大臣ハ必要ニ依リ又ハ総裁ノ要求アルトキハ各庁官

吏ヲシテ会議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六条 教育審議会ノ議事ニ関スル規則ハ内閣総理大臣之ヲ定

ム

第七条 教育審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ総裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌

理ス

幹事ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ

指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 教育審議会ニ書記ヲ置ク

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文教審議会官制ハ之ヲ廃止ス

教育審議会議事規則(昭和十二年十二月二十日定)

第一条 会議ハ総裁之ヲ招集ス

第二条 総裁ハ会議ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス

第三条 会議ハ総裁、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ予メ特ニ議決ヲ

経タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 会議ハ之ヲ公開セズ

第五条 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第七条 建議案ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ五名以上ノ賛成者ト連署シテ之ヲ総裁ニ差出スベシ

第八条 修正ノ動機ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ

差出スベシ但シ簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

第九条 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ之ヲ議題ト為スコトヲ得

ズ

第十条 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

総裁可否ノ数ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看作ス

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一条 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記

名投票ヲ用フルコトヲ得

第十二条 総裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ

特別委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得

第十三条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選

ニ依リ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スベシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十四条 議事録ハ幹事長之ヲ作成スベシ

教育審議会職員

(昭和十二年十二月十日現在)

議席番号	官職又ハ位勲功爵	氏名	住所	電話
総裁	従二位勲一等	荒井賢太郎	小石川、大塚仲、四一	大塚(86) 三一一
委員	正三位勲一等	原嘉道	麴町、富士見、一ノ二ノ六	九段(33) 五〇二
	東京帝国大学総長	長與又郎	麻布、市兵衛、二ノ八八	赤坂(48) 一、〇二〇
	正三位勲一等	南弘	渋谷、栄通、二ノ六	青山(36) 一、一〇〇

三十六番	三十五番	三十四番	三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番		
衆議院議員	從三位勳二等	正三位勳一等功二級	從三位勳二等	貴族院議員、子	臨時制東京女子高等師範学校長	正三位勳一等	臨時委員 横浜高等商業学校長	文部政務次官	從四位勳二等	文部次官	從三位勳二等、男	正四位勳二等	從三位勳二等	商工次官	從三位勳二等	從三位勳二等	貴族院議員	從三位勳二等	國民精神文化研究所員	從二位勳一等	從三位勳二等	貴族院議員	臨時委員 桐生高等工業学校長	陸軍次官	衆議院議員	內務次官	貴族院議員、侯	文部參與、官	貴族院議員、子	貴族院議員	衆議院議員	衆議院議員		
田中稔積	椎尾村宏	下村吉三郎	野村吉三郎	栗邊千冬	渡邊千冬	下村壽一	船田中	三上參次	田尻常雄	内ヶ崎作三郎	小泉信三	田所美治	伊東延吉	穂積重遠	作田莊一	永田秀次郎	村瀬直養	西晋一郎	丸山鶴吉	平生鈺三郎	松浦鎮次郎	關屋龍吉	吉田茂	西田博太郎	梅津美治郎	安部磯雄	廣瀬久忠	徳川義親	池崎忠孝	野村益三	芳澤謙吉	河上哲太		
牛込、弁天、一七〇	芝、二本榎、二ノ四	大森、田園調布、三ノ三二ノ二	渋谷、南平台、四〇	小石川、鶴籠、一四一	世田谷、大蔵、八五六	豊島、池袋、三ノ一五四四	赤坂、青山南、五ノ三三三	本郷、駒込林、一六九	横浜市磯子区磯子町間坂一、二二五、官舎	品川、北品川、三ノ三三三	豊島、巢鴨、六ノ一四七〇	芝、高輪南、四五	目黒、下目黒、四ノ八八一	牛込、弘方、九	京都市上京区上賀茂神楽町三三	小石川、雑司ヶ谷、八三	本郷、駒込林、一九六	広島市鉄砲町六六	渋谷、大和田、九六	小石川、茗荷谷、四九	小石川、小日向台、二ノ一八	小石川、茗荷谷、六二一	小石川、茗荷谷、四九	小石川、茗荷谷、六二一	豊島、目白、二ノ一六〇〇	桐生市天神町一ノ二二一	魏町、永田、一ノ二〇、官舎	牛込、新小川、江戸川アパート一〇七号	渋谷、緑岡、一六	豊島、目白、四ノ四一	牛込、葉王寺、八四	四谷、東信濃、一〇	麻布、霞、二一	麻布、霞、二六
牛込(34)	高輪(44)	田園調布	青山(36)	大塚(86)	砧(86)	大塚(86)	青山(36)	駒込(82)	長者町	大塚(86)	大塚(86)	高輪(44)	高輪(44)	牛込(34)	上達(34)	牛込(34)	駒込(82)	青山(36)	大塚(86)	大塚(86)	大塚(86)	牛込(34)	桐生(57)	銀座(57)	牛込(34)	青山(36)	大塚(86)	牛込(34)	四谷(35)	赤坂(48)	赤坂(48)			
八〇〇八	八〇〇八	三、四〇〇	一、二二二	二、四一	一、七五	二、九一〇	一、六九九	四六	三、七八〇	一、八七七	三、四九三	一、一一四	五三四	四三三	四、一八一	二〇七	一二五	四、五一九	五、五三三	三、七〇〇	五、八二〇	二、〇三四	二、八五六	二、五五六	四、七九三	七、二三七	四、一〇五	三、〇一〇	四、〇八一	二、六六五	四、四八八			

三十七番	東京商科大学長	上田貞次郎	中野、桃園、九	中野	三、三七七
三十八番	従三位勲二等	關口八重吉	品川、五反田、五ノ六〇	高輪	六、八八三
三十九番	京都帝国大学総長	濱田耕作	京都市左京区田中野神町一八	上	四二七
四十番	正六位	山田孝雄	仙台市元常盤町三	大塚	五、九二八
四十一番	正五位勲四等	阿部重孝	豊島、駒込、六ノ八三五	四谷	六三四
四十二番	従七位勲四等	小倉正恒	淀橋、西大久保、一ノ四一六	下谷	四三七
四十三番	正三位勲三等、子	大河内正敏	下谷、谷中清水、一	青山	二、一三六
四十四番	農林次官	井野碩哉	渋谷、青葉、三	四谷	三、三〇〇
四十五番	貴族院議員、侯	大久保利武	四谷、南伊賀、五	四谷	五、六五六
四十六番	貴族院議員、男	大藏公望	渋谷、代々木富ヶ谷、一五〇四、川合方	赤坂	四、〇〇〇
四十七番	従三位勲三等	南條金雄	赤坂、新坂、一四	四谷	一、五二四
四十八番	内閣書記官長	香坂昌康	淀橋、西大久保、一ノ四一一	銀座	一、〇〇九
四十九番	正三位勲一等	風見章	麴町、永田、二ノ一、官舎	四谷	二、九七
五十番	従四位勲三等	阿部信行	淀橋、西大久保、一ノ三六一	上	三六〇
五十一番	(臨時委員)第一高等学校長	橋本傳左衛門	京都市左京区北白川小倉町五〇	荻窪	三、一七八
五十二番	(臨時委員)東京文理科大学長	橋田邦彦	杉並、荻窪、一ノ一五九	大塚	五、九一六
五十三番	企業画院次長	森岡常藏	小石川、小日向台、一ノ六六	四谷	六、〇三八
五十四番	海軍次官	青木一男	渋谷、代々木大山、一〇四九	赤坂	一、二九〇
五十五番	衆議院議員	山本五十六	赤坂、靈南坂、一七、官舎	大塚	二、三四〇
五十六番	正三位勲一等	山榊儀重	本郷、駒込曙、二四ノ二	高輪	三、八六
五十七番	教育学局長	松岡井茂	品川、大井鹿島、三一四一	牛込	一、六四四
五十八番	(臨時委員)三重高等農林学校校長	吉岡彌生	牛込、下宮比、四ノ五	牛込	一、三五五
五十九番	大蔵次官	菊池豊三郎	牛込、新小川、一ノ一四	津	九、五五
六十番	衆議院議員	上原種美	津市上浜町一一一五	大塚	九〇三
六十一番	従七位	石渡莊太郎	小石川、駕籠、一二五	高輪	五、二五一
六十二番	衆議院議員	添田敬一郎	芝、白金三光、三〇一	網島	一一六
六十三番	衆議院議員	佐々井信太郎	横浜市神奈川区太尾町三六九	赤坂	四、七七六
六十四番	正三位勲二等	東郷實	麻布、筈、八	小石川	六、六八〇
六十五番	衆議院議員	中村清二	小石川、指ヶ谷、五九	大塚	一、六〇〇
六十六番	正三位勲二等	安藤正純	豊島、巢鴨、七ノ一八三四	高輪	五、六四四
六十七番	正三位勲一等、伯	安井英二	芝、車、三五	四谷	三七〇
六十八番	衆議院議員	林博太郎	渋谷、幡ヶ谷本、三ノ三九九	牛込	二七八
六十九番		山本厚三	牛込、若宮、二六		

書記	幹事	幹事長
		七十番 七十一番 七十二番 七十二番
正七位勲七等	内閣書記官 法制局参事官 企画院部長 内閣情報部長 内務省神戶局長 内務省地方局長 大蔵省主計局長 文部省専門学務局長 文部省普通学務局長 文部省実業学務局長 文部省社会教育局長 文部省書記官 文部省事務官 文部省事務官 文部省事務官 内閣 内閣 文部省	臨時委員 東京農業教育専門学校校長 臨時委員 師範学校校長 正七位 公立中学校校長 (臨時委員)
船越源一 有浦三男 坂井彌六 橋本泰賢 宮坂義雄 乙黒武雄 春山順之輔 阿部隆介 佐藤嘉右衛門 問瀬六朝 山谷貞一 山谷貞一	阿原謙藏 日田權一 朝比奈策太郎 田中重之 小笠原豊光 藤野豊恵 山川建 山谷恒二 坂口千秋 兒玉九一 横溝光暉 中村敬之進 樋貝詮三 佐藤朝生 伊東延吉	佐藤寛次 三國谷三四郎 三好重道 西村房太郎 世田谷、赤堤、四四〇 京都市上京区小山大野、官舎 牛込、市ヶ谷、仲、五七七 世田谷、松原、四ノ一三七 目黒、下目黒、四ノ八八一 中野、千光前、二四 目黒、下目黒、四ノ九〇八 世田谷、玉川田園調布、二ノ六九八 麴町、永田、一ノ三〇 渋谷、原宿、一ノ一〇四 牛込、市ヶ谷薬王寺、四五、官舎 四谷、三光、八 渋谷、羽澤、七七 小石川、大塚仲、四一 世田谷、経堂、五一 麴町、平河、一ノ三ノ八 渋谷、青葉、二〇 品川、大井倉田、三三九四 芝、二本榎西、二
同 同 文部省教育調査部	同 同 文部省教育調査部	同 同 文部省教育調査部
		高輪(44) 大森(44) 青山(36) 九段(33) 世田谷(86) 大塚(36) 青山(36) 四谷(35) 牛込(34) 青山(36) 銀座(57) 田園調布 大崎(49) 中野 高輪(44)
		三、〇二五 八、四〇九 八、三四〇 三、一〇一 三、四三一 二九七 六、八五〇 六、〇七〇 三、二〇八 五、〇三七 六、六〇八 三、五一一 二、〇〇二 二、三四三 五三四

(注記1)

〔三橋〕

(注記2)

〔佐野〕

(注記3)

〔齋〕

(注記4)

〔朱書〕

〔一一二〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔朱書〕

〔閣甲一九二〕

(注記6)

〔朱書〕

〔参考〕

(注記7)

〔朱書〕

〔参考〕

〔昭和十五年 公文雑纂 内閣 各種調査会 卷三〕  
2A. 14, ㊟2502